

相談無料

多くの経営者様よりご相談をいただいているため

# 雇用調整助成金

社労士による  
無料相談  
緊急実施中！  
※先着10名

## 緊急のご案内

新型コロナウイルス（コロナ）の影響に立ち向かう企業をサポートします！

### 事業所の休業に活用できる「雇用調整助成金」とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

#### 主な支給対象

- ✓ 雇用保険適用事業所
- ✓ 雇用保険被保険者
- ✓ ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません

#### 主な支給要件

- ✓ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること
- ✓ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3かか月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（\*）増加していないこと

\* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上

※その他詳細な事項についてはお気軽にお問い合わせください

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
「休業」を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金騒動額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人1日当たり8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1 / 2	2 / 3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

雇用調整助成金に関するご相談をご希望の方はTELまたはFAXにてご連絡ください

TEL 0586-85-8688

FAX 0586-85-8692

企業名		TEL	— —
住所	〒 —	従業員数	
担当者氏名	役職（ ）	業種	

同業の方のご相談はご遠慮頂いております。予めご了承下さい。/ご提供頂いた個人情報は、弊社からのご連絡以外には使用いたしません。 / □今後FAXDMが不要の方はチェックして返信ください。

発行

社会保険労務士法人 大和総合労務事務所 〒491-0858 愛知県一宮市栄4丁目6番8号 一宮商工会議所5階